

瀬戸市告示第 1 2 6 号

昭和 5 6 年瀬戸市告示第 3 8 号（指定金融機関、指定代理金融機関及び
収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日
から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

瀬戸市長 川本 雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区分	金融機関の名称	区分	金融機関の名称
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
収納代理金融機関	<u>株式会社あいち銀行</u>	収納代理金融機関	<u>株式会社愛知銀行</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
〃	株式会社大垣共立銀行	〃	株式会社大垣共立銀行
		<u>〃</u>	<u>株式会社中京銀行</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>